

会員種別変更申込書（正会員）

「一般社団法人FLIPコンソーシアム定款」および「一般社団法人FLIPコンソーシアム 正会員規約」に賛同し、正会員への会員種別の変更を申し込みます。

【※P3の「記入例」およびP4の「お申込に関する注意事項」をご確認の上、以下にご記入ください。】

現在の会員番号	
---------	--

法人（社）名			
（代表者）職名・氏名*			
本社住所	〒		
（担当者）**氏名	フリガナ	役職	
（担当者）所属部署			
（担当者）住所 ※書類等送付先	〒 ※本社住所と同じ場合は記入不要		
（担当者）連絡先	E-mail : Tel :		

*「代表者」欄には、貴法人（社）を代表される方（代表取締役など）の職名および氏名をご記入ください。

**「担当者」欄には、会員種別変更手続きの担当者となられる方についてご記入ください。

1. 貴法人（社）の情報をご記入ください。

以下の法人概要を別紙でご提出される場合、記入は不要ですので、チェックを入れてください。

以下の法人概要は、別紙にて提出します（提出方法等は P2 の「別紙のご提出について」をご覧ください。）

設立年月日		従業員数	
資本金		業種	
事業内容			
国内事業所	国内事業所数：（ ）※本社を含む 国内事業所詳細：		
海外事業所	海外事業所数：（ ） 海外事業所詳細：		
主な取引先			

2. 会員種別変更の動機・理由をご記入ください。

会員種別変更の 動機・理由	
------------------	--

3. WG への所属歴、FLIP プログラムの使用歴／購入歴、FLIP 関連の論文の発表歴をご記入ください。

FLIP プログラムの使用歴	() 年間 ※入会前より使用されていたら、その年数も併せてご記入ください。
WG への所属歴	WG への所属歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下に所属していた WG の詳細を記入してください。
	WG 名： () WG 所属期間： 年 月 ～ 年 月 幹事、サブ幹事を務めていた方はチェックしてください ⇒ <input type="checkbox"/> 幹事 <input type="checkbox"/> サブ幹事
	WG 名： () WG 所属期間： 年 月 ～ 年 月 幹事、サブ幹事を務めていた方はチェックしてください ⇒ <input type="checkbox"/> 幹事 <input type="checkbox"/> サブ幹事
	WG 名： () WG 所属期間： 年 月 ～ 年 月 幹事、サブ幹事を務めていた方はチェックしてください ⇒ <input type="checkbox"/> 幹事 <input type="checkbox"/> サブ幹事
FLIP プログラムの 購入歴 ※該当する場合のみ チェックを入れてください	FLIP ver.6.0.6 の購入歴： <input type="checkbox"/> LAN 版を購入 <input type="checkbox"/> スタンドアローン版を購入 <input type="checkbox"/> アカデミック版を購入
	FLIP ver.7 シリーズの購入歴： <input type="checkbox"/> LAN 版を購入 <input type="checkbox"/> スタンドアローン版を購入 <input type="checkbox"/> アカデミック版を購入
FLIP 関連の 論文発表歴	FLIP 関連の論文発表歴： <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり： () 件 (「あり」の場合の提出方法等は下記の「別紙のご提出について」をご覧ください。)

<別紙のご提出について>

「法人概要」または「FLIP関連の論文」を別紙でご提出される場合は、カスタマーサポート宛にメール添付または郵便にてお送りください。

論文については、数が多い場合は、代表して2～3編お送りいただくとともに、論文リストをお送りください。

ご提出先：一般社団法人FLIPコンソーシアム事務局 カスタマーサポート

<メール添付の場合> cs@flip.or.jp

<郵便の場合> 〒604-0844 京都府京都市中京区仲保利町185 時事通信社ビル5階

会員種別変更申込書は、メール (cs@flip.or.jp) にてお送りください。

【正会員への会員種別変更のお申し込みに関する注意事項】

＜正会員への会員種別変更の審査基準について＞

正会員への会員種別変更の審査基準といたしまして、以下の①および②の要件を満たしていることに加え、FLIPの高度な利用実績および当法人と十分な取引実績があり、かつFLIPの研究開発に関して十分な実績を有する旨につき当法人の理事会により承認を受ける必要があります。

- ① FLIPコンソーシアムに在籍中の一般会員またはユーザー会員であること
- ② 当法人の目的に賛同し＜一般社団法人FLIPコンソーシアム定款第6条の2＞に定める国内の法人であること

- ・会員種別変更のお申し込みにあたり、必ず事前に別紙「一般社団法人FLIPコンソーシアム定款」、「一般社団法人FLIPコンソーシアム正会員規約」をご確認ください。
- ・正会員への会員種別の変更には、当法人の理事会の承認が必要となります。お申込書にご記入頂きました情報およびご提出頂きました書類の内容を基に、別に定める審査基準に沿って会員種別変更の審査を致します。審査の結果は、文書で通知させていただきます。なお、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承くださいませ。
- ・ご提出いただいた申込書の内容では不明な点がある場合などは、追加資料のご提出を依頼することがございます。
- ・会員種別変更申込書、その他ご提出頂きました書類の内容に万が一虚偽または不正な記述があった場合や、記述に不備があり正会員の基準に満たないと判明した場合は、理事会にて会員種別の変更を承認後であっても会員種別の変更の承認を取り消す場合がございます。
- ・手続きの進行や審査の状況などによりまして、お申込みを頂きますから手続きの完了までに1～2ヶ月かかることがあります。
- ・理事会にて会員種別の変更が承認された場合、「会員種別変更承諾書」、「社員承諾書」をお送り致します。また、ユーザー会員から正会員に会員種別を変更する場合は、会員種別の変更にかかる費用の「請求書」も併せて発行致します。会員種別変更承諾書と社員承諾書のご返送（ユーザー会員からの変更の場合は、ご入金の確認も併せて必要です。）をもちまして、会員種別変更手続きの完了となります。
- ・ユーザー会員から正会員に会員種別を変更する場合で、会員区分が「ビジネス」または「エンタープライズ」のお客様は、理事会にて会員種別の変更が承認された後にお送りいたします「担当者登録届」にて2人目以降の連絡担当者およびアンサーサービスの窓口担当者をご登録いただけます。
- ・会員種別変更手続き完了後、正会員とされますと「社員」となり当法人の運営に関する議決権を有します。一般社団法人において「社員」とは、その法人の構成員のことであり、株式会社の株主に相当します。社員は、一般社団法人の最高意思決定機関である「社員総会」の議決権を持つこととなりますので、社員総会を通じて法人の運営に関与することとなります。具体的にどのような議決を行うかについては、「一般社団法人FLIPコンソーシアム定款」の社員総会の条項をご覧ください。

【会員種別変更のお申し込みに関するお問い合わせ先】

一般社団法人FLIPコンソーシアム事務局 カスタマーサポート 【✉： cs@flip.or.jp】

〒604-0844 京都府京都市中京区仲保利町185 時事通信社ビル5階 TEL：075-253-1240